

発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる  
新安全設計基準に関する検討チーム

第6回会合

平成25年1月15日（火）

原子力規制委員会

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する

検討チーム

第6回会合 議事録

1. 日時

平成25年1月15日(火) 16:00~19:55

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

(原子力規制委員会 担当委員)

島崎 邦彦 原子力規制委員会委員長代理

(外部有識者)

釜江 克宏 国立大学法人京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム研究センター 教授

鈴木 康弘 国立大学法人名古屋大学減災連携研究センター 教授

高田 毅士 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授

谷 和夫 独立行政法人防災科学技術研究所減災実験研究領域兵庫耐震工学研究センター 研究員

谷岡 勇市郎 国立大学法人北海道大学理学研究院地震火山研究観測センター教授

中井 正一 国立大学法人千葉大学大学院工学研究科 教授

藤原 広行 独立行政法人防災科学技術研究所社会防災システム研究領域 領域長

和田 章 国立大学法人東京工業大学 名誉教授

(原子力規制庁)

名雪 哲夫 審議官

(独立行政法人原子力安全基盤機構)

高松 直丘 耐震安全部 次長

傾斜について、変動のスケールと施設のスケールの相対関係かと思う。数百mの範囲で変動しても、建物、施設には影響しない。

続きまして、地震及び津波に対する設計の基本方針に関する議論でございます。

震基5-5の趣旨には賛同。ただ、最後の理学と工学の役割分担は重要だが、向かう方向は一緒のはずなので、建設的な議論が必要。Ⅶの「いずれかの手法で可能性が強く指摘される場合には、他の方法をもって否定しないなどの安全側の判断をすること」は、技術的な検討ではなく、哲学的な話になっている。総合的に考えるべき。

これまでの審査では、それぞれの手法の限界を無視した主張があった。それに対する批判かと思う。

その他。

骨子案は、原子力安全委員会の安全審査の手引きからよいとこ取りで抜粋されて出てきているので、手引きにおける前後関係を見て、引用が適切か確認してほしい。

以上でございます。

○島崎委員 質問等がございましたら、まずお願いします。

はい、どうぞ。

○藤原領域長 前回、基準地震動の策定に関して、資料で簡単にちょっと御説明させていただいたんですけど、その中で2点、論点として、一つは検討用地震の選択の妥当性について、安全目標との関係等を考慮して明確化する必要があるんじゃないのかということと、もう一つは、不確かさの考慮の仕方についても、やはり安全目標との関係の上で、その考慮の仕方を明確化する必要があるんじゃないのかということをお願いしたので、ぜひとも、そこは論点として残しておいていただければと思います。

以上です。

○島崎委員 なぜか抜けておりますね。それでは、それを書き加えるということにしたいと思います。

それでは、続きまして骨子素案について、震基6-4、先ほどちょっと言い間違いましたけれども、これについて規制庁から説明をお願いします。

○江頭管理官補佐 震基6-4でございます。これは前回、第5回までの議論を踏まえて修正させていただいたものでございます。

ページをめくっていただきまして、まず、1.の地震及び津波に対する設計の基本方針、これについては、特段の変更はございません。